

第36回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年6月22日(月) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(11名)

1	高田 洋一	2	赤松 拓也	3	松岡 照明	5	二宮 正宏
7	高田 光一	8	芝 貞弘	9	古用 敏彦	10	山本 一人
11	清家 壽秋	12	青木 武司	14	川平 定計		

4. 欠席委員(2名)

6	有田 亜佳	13	谷口 雄記
---	-------	----	-------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第162号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第163号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第164号 非農地証明願について
- 日程第5 議案第165号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第6 報告第4号 農地原形変更届について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本 秀治	次長	渡辺 美枝	主任	岡崎 秀太
----	-------	----	-------	----	-------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第36回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>開会前にありましたように我々の仲間でありました中平委員が先般亡くなられたということで、農業委員としても非常に熱心な意見を会の中を出していただきますし、また農業経営におきましても、就任時の最初の自己紹介の時に「広見地区の水田は全て1人で請け負いたい」という多大なる意欲をもって自己紹介をされたのを思い返しています。大変意欲的な仲間が亡くなり残念な気がしております。ただ、ご子息が後を継いでやられるようになっています、我々も仲間の家族としていろんな意味での支援を差し上げたいと思っております。なお、今日、36回目の農業委員会総会ですが、お互いの農業委員、また推進委員につきましても、今日が最後の農業委員会の総会となります。当然、引き続き、推進委員、農業委員になられる方も中にはおられるようではございますけれども、鬼北町農業委員会では新しい農業委員会法施行後も農業委員と推進委員が同じ会場で会議をし、また、現地確認につきましても、一体となって活動しています。農業委員会の方向が制定された時に一番心配しましたのは、推進委員と農業委員会組織を2つに立てたときに、ややもすると農業委員が表に立ちすぎて、推進委員は実際の活動はないということ懸念されましたけれども、鬼北町の場合はそういうこともなく、非常に協力的に、仲良く活動いただきましたこと大変厚くお礼申し上げたいと思っております。なお、今日はそれぞれ最後の農業委員会ということですが、事前に議案が提出されておりますので、この内容に従いまして、慎重にご審議をいただきますようお願いをいたしまして、開会のあいさつに代えさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事に入ります。進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、11名であります。</p> <p>有田委員、谷口委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第36回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に議案書の差替えがありますので確認願います。</p>

	本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に8番 芝貞弘委員 9番 古用敏彦委員、以上の両委員を指名いたします。 よろしくをお願いします。
議 長	日程第2 議案第162号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	それでは、順位1番について高田洋一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号1番 高田です。 議案第162号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第162号 順位1番 説明】
高 田 委 員	6月19日に譲渡人、赤松委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第162号 順位1番 説明】
高 田 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第162号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第162号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位2番について、高田光一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号7番 高田です。 議案第162号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第162号 順位2番 説明】

高田委員	6月19日に譲受人、赤松推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第162号 順位2番 説明】
高田委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第162号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第162号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、事務局より説明願います。
事務局	事務局の岡崎です。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第163号 順位1番 説明】
事務局	6月19日に譲渡人、譲受人、上甲推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。 有田委員については、当日出席できなかつたので、調査日までに現地調査をしていただきました。
	【調査書に基づき、議案第163号 順位1番 説明】
事務局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
高田委員	申請地の横に水路があるんですが、そのまま払い下げを受けなくて、現況のまま生かすんですかね。
事務局	水路について、土地の下の方を通っているということなのですが、おそら

	く大きなヒューム管が通っているのではないかとということで、これについてはそのまま利用するというので、町と協議するというのでした。
議 長	高田委員、事務局の回答でご理解できましたか。
高 田 委 員	はい。
議 長	他ご意見ありませんか。
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位2番について、赤松委員より説明願います。
赤 松 委 員	議席番号2番 赤松です。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第163号 順位2番 説明】
赤 松 委 員	6月19日に譲渡人、譲受人の代理人、高田委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第163号 順位2番 説明】
赤 松 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、赤松委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
松 岡 委 員	申請地へ進入する道は払い下げをしてもらって使用するのか、その話はできているんでしょうか。
事 務 局	はい、話はできています。
議 長	はい、他にご意見もないようですので採決いたします。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。

議 長	続いて、順位3番について、山本一人委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号10番 山本です。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第163号 順位3番 説明】
山 本 委 員	6月19日に申請者双方の代理人、宇都宮推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第163号 順位3番 説明】
山 本 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	事務局、この〇〇〇〇（会社名）の概要だけ説明したらどうですか。
事 務 局	〇〇〇〇（会社名）、今回4件出ているんですが、香川県で太陽光関係の設備会社なんですが、鬼北町については今回初めての転用でありますので確認したところ、宇和島市近辺の市町にも同じように案件が出ているようでしたので、それを含めてこれから四国を全般的にやっていくという会社の要望もあるので、きちんと書類を整備していただけるようで、また管理についてもきちんとしていただけるのであれば許可できないことはないと思われまふ。
議 長	ただ今、山本委員からの説明に加えて事務局から概要について報告をいただきました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	（質問、意見等なし）
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めまふ。 よって、議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位4番について、山本委員より説明願ひまふ。
山 本 委 員	議席番号10番 山本です。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第163号 順位4番 説明】
山 本 委 員	6月19日に申請者双方の代理人、宇都宮推進委員、事務局2名、私の計5

	名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第163号 順位4番 説明】
山本委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
清家委員	事業計画について、その場所だけの実施についてですか。面積の割にバラつきがあって、正確性がないような印象を受けます。
事務局	発電シミュレーションをつけていただいておりますが、日当たり具合とかそういった条件で収入とか変わってくるということで、面積があるからいっぱいいっぱいそれが使われるということではなくて、日照条件等シミュレーションであくまで収入状況というのを立てていただいているようですので、ご理解いただけたらと思います。
議長	他ご意見ありませんか。
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位5番について、赤松委員より説明願います。
赤松委員	議席番号2番 赤松です。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第163号 順位5番 説明】
赤松委員	6月19日に申請者双方の代理人、高田委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第163号 順位5番 説明】
赤松委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、赤松委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)

議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位6番について、松岡委員より説明願います。
松岡委員	議席番号5番 松岡です。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位6番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第163号 順位6番 説明】
松岡委員	6月19日に譲渡人、申請者の代理人、末廣推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第163号 順位6番 説明】
松岡委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第163号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第4 議案第164号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位1番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	議席番号1番、高田です。 議案第164号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第164号 順位1番 説明】
高田委員	6月19日に申請人、赤松委員、谷口委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いましたその内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第164号 順位1番 説明】

高田委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第164号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第164号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第5 議案第165号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。なお、順位11番以降は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございます。まず、順位1番から10番までを一括審議し、順位11番以降は該当委員退席後に審議します。 順位1番から10番まで事務局より説明願ひします。
事務局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第165号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第165号 順位1番から10番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今、順位1番から10番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第165号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から10番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第165号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から

	10番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議長	それでは、順位11番、12番について事務局より説明願います。
事務局	順位11番、12番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第165号 順位11番、12番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位11番、12番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
松岡委員	借入人が本人でなく息子さんであるが、こういう場合も退席という形で実施しなければならないのですか。
事務局	同居の親族も退席するという事になっています。
松岡委員	わかりました。
議長	他ご意見ありませんか。
議長	はい、他にご意見もないようですので採決いたします。 議案第165号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位11番と12番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第165号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位11番と12番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議長	日程第6 報告第4号「農地原形変更届出書について」の報告をします。 順位1番について、古用敏彦委員より説明願います。
古用委員	議席番号9番 古用です。 報告第4号「農地原形変更届出書について」、順位1番の説明をします。
	【報告書に基づき、報告第4号 説明】
古用委員	以上で報告を終わります。
議長	ただ今、担当委員からの報告が終わりました。

	質疑等ございませんか。
高田洋委員	横断図と縦断図がついていないのですが、どの程度の高さまで埋め上げるか、周辺農地などへの影響もあると思うのですが、これ県道の横だと思っ たのですが、県道の高さまで埋め上げるのか知りたいのですが。
古用委員	話を聞くとガードレールと同じくらいの高さにしたいという話でした。ま た片側が広見川で増水したときに困るので盛土したいということでした。
議長	はい、計画書を見ていただいたら、災害損害被害の補償責任者は鬼北町長 になっているので、災害対策の残土処理を兼ねて農地の原型を変更したい という内容であろうと思います。
議長	他にご意見ありませんか。
高田洋委員	埋め上げるときに横が県道であるため、県道のブロックを埋めてしまうた め、その辺の県との協議があるかどうかだけ確認して事務処理を進めてい ただきたいと思います。
議長	はい、ご意見は出たようですが、内容それぞれ補足説明をされたような形 で原形変更をするということですので、ご理解をいただけたらと思 います。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第36回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	8番
	9番